

## ご旅行条件書

※ここに記載のない事項は当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部）によります。

お申込みの際は、お申し込みの際は、必ずこの旅行条件書をお読みください。

この書面は、旅行業法第12条の4に定めるところの取引条件の説明書面及び同法第12条の5に定めるところの契約書面の一部となります。

### ■募集型企画旅行契約

- ①この旅行は、一般社団法人足利市観光協会（以下、当社）が企画・実施するもので、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下、契約）を締結することになります。
- ②旅行条件は、本書ほか、当社ホームページに記載している旅行業約款（募集型企画旅行の部）及び別途お渡しする最終行程表によります。

### ■旅行代金に含まれるもの

旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金、宿泊代金及び税・サービス料、食事の代金及び税・サービス料、観光の代金（入場料金、体験料）。

※上記旅行サービスをお客様のご都合により、一部利用されなくても原則として払戻しはいたしません。

※日程に明示のない代金はお客様負担となります。

### ■旅行代金に含まれないもの

前項の他は代金に含まれません。その一部を例示します。

- ①自由行動中の見学料、食事料、交通費等
- ②超過手荷物料金（規定の重量・大きさ・個数を超える分について）
- ③クリーニング料、電話料金、チップ、その他追加飲食等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料
- ④傷害、疾病に関する医療費（傷害、疾病保険料等）
- ⑤ご自宅から発着地までの交通費宿泊費

### ■お申込み条件

- ①18歳未満の方がご参加の場合は保護者の同意書が必要です。
- ②こども代金は旅行開始時に満3歳以上12歳未満のお子様にご利用します。
- ③身体に障害のある方、健康を害している方はその旨をお申出下さい。当社は可能な範囲内これに応じます。なお、旅行者からのお申出に基づき、当社が旅行者のために講じた特別な処置に要する費用は旅行者の負担とします。また、団体行動に支障をきたすと当社が判断する場合は、お申込みをお断わりさせていただくか、同伴者の同行を条件とさせていただきます場合があります。

### ■お申し込み方法と契約の成立・旅行代金のお支払い

- ①お申し込みの場合、当社所定の申込書の提出と申込金または旅行代金の全額のお支払いが必要です。（2つが揃った時点で正式なお申し込みとなります。）

\*申込金は、「旅行代金」「取消料」「違約料」のそれぞれ一部または全部として取り扱います。

- ②電話、郵便、FAX、インターネット等の通信手段にてご予約の場合、当社が予約を承諾した翌日から起算して5日以内に申込書の提出と申込金または旅行代金の全額のお支払

いが必要です。期間内にお支払いがなされなかった場合、当社ご予約はなかったものとして取扱います。契約は、当社の承諾と上記の申込金の受理をもって成立するものとします。残金は旅行開始日の前日までに支払いいただきます。

### ■最終日程表

確定した運送・宿泊機関名等が記載された最終日程表（確定書面）は旅行開始日の前日までに交付します。但し、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目に当たる日以降にお申込みがあった場合は旅行開始日当日に交付することがあります。なお、期日前であってもお問合わせいただければ手配状況についてご説明いたします。

### ■旅行契約内容・旅行代金の変更

- ①当社は天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他の当社の関与し得ない事由が生じた場合、契約内容を変更することがあります。また、その変更に伴い旅行代金を変更することもあります。
- ②著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて利用する運送機関の運賃・料金の改定があった場合は、旅行代金を変更することがあります。増額する場合は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前に通知します。減額する場合は運賃・料金の減少額だけ旅行代金を減額します。なお、払戻すべき金額が生じる場合は、契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内に払戻しいたします。

### ■お客様の交替

お客様は当社が承諾した場合、交替に要する手数料として所定の金額をお支払うことで、契約上の地位を第三者に譲渡することができます。

### ■取消料（お客様による旅行契約の解除）

- ①お客様は下記の取消料を支払って旅行契約を解除することができます。但し、解除のご連絡は当社の営業時間内のみお受けいたします。また、各旅行パンフレット等に別の取消料を明示している場合は、そちらが優先となります。
- ②当社の責任とならないローンの取扱い上の事由に基づきお取消しになる場合も下記取消料をお支払いいただきます。
- ③お客様のご都合でお申込みの旅行の旅行開始日やコースの変更をされる時は、お客様から契約の解除があったものとして、所定の取消料を申し受けます。
- ④次の場合は取消料はいただきません。
  - (a) 契約内容に下記「旅程保証」の変更補償金の支払い対象に該当する変更及びその他の重要な変更があったとき
  - (b) 著しい経済情勢の変化等による運送機関の運賃・料金の

改定によって旅行代金が増額されたとき

- (c) 天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な旅行の実施が不可能となり又は不可能となるおそれが極めて大きいとき
- (d) 当社が最終日程表を旅行開始日の前日までに交付しなかったとき
- (e) 当社の責に帰すべき事由により当初の日程どおりの旅行の実施が不可能になったとき

解除期日		取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって	10日目～8日目	旅行代金の20%
	7日目～2日目	旅行代金の30%
旅行開始日の前日		旅行代金の40%
旅行開始日当日(旅行開始前)		旅行代金の50%
旅行開始後又は無連絡不参加		旅行代金の100%

※払戻し期日

旅行開始前の解除…解除の翌日から起算して7日以内  
 旅行開始後の解除…契約書面に記載した旅行終了日の翌日から起算して30日以内

■当社による旅行契約の解除

次の場合、当社は契約を解除する場合があります。  
 お客様の旅行代金の不払い、申込条件の不適合、病気、団体行動への支障、当社の関与し得ない事由により旅行の円滑な実施が不可能なとき等

■旅程管理等

当社は安全で円滑な旅行の実施の確保に努めます。お客様は団体行動中、当社係員の指示に従っていただきます。

■当社の責任

当社は、当社又は手配代行者(旅行サービスの手配を当社に代わって行う者)が故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償いたします。(お荷物の賠償限度額は、当社に故意又は重大な過失がある場合を除きお一人15万円)  
 また次のような場合は原則として責任を負いません。お客様が天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他の当社または手配代行者の関与し得ない事由により損害を被ったとき。

■お客様の責任

当社はおお客様の故意又は過失により当社が損害を被ったときはお客様から損害の賠償を申し受けれます。

■特別補償

当社は、当社の責任が生ずるか否かを問わず、旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)別紙の特別補償規程で定めるところにより、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命又は手荷物の上に被った一定の損害について補償金及び見舞金を支払います。

■旅程保証

旅行日程に下表に掲げる変更(次に掲げる事由による変更を除きます。天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等のサービスの提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供、旅行参加者の生命又は身体の安全確

保のために必要な措置)が行われた場合は、旅行代金に下表に定める率を乗じた額の変更補償金を支払います。但し、サービスの提供の日時及び順序の変更は対象外となります。変更補償金の額は旅行者お一人に対し、一募集型企画旅行につき旅行代金の15%を限度とします。又、変更補償金の額が1,000円未満の場合はお支払いしません。当社はおお客様の同意を得て変更補償金の支払いを物品・サービスの提供に替えることがあります。

変更補償金の支払い対象となる変更	一件あたり率(%)	
	旅行開始前	旅行開始後
本パンフレットに記載した		
(1) 旅行開始日又は旅行終了日の変更	1.5	3.0
(2) 入場する観光地又は観光施設(レストランを含みます。)その他の旅行の目的地の変更	1.0	2.0
(3) 運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更(変更後の合計金額が当初の合計額を下回った場合に限りです。)	1.0	2.0
(4) 運送機関の種類又は会社名の変更	1.0	2.0
(5) 旅行開始地たる空港又は旅行終了地たる空港の異なる使への変更	1.0	2.0
(6) 宿泊機関の種類又は名称の変更	1.0	2.0
(7) 宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件の変更	1.0	2.0
(8) 前各号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項の変更	2.5	5.0

■旅行条件・旅行代金の基準日

この旅行条件の基準日と旅行代金の基準日は、当該旅行商品のパンフレット等に明示した日となります。

■お客様の個人情報の利用目的及び個人データの第三者提供

当社は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、当社は、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続に必要な範囲内、又は当社の旅行契約上の責任、事故時の費用等を担保する保険の手続き上必要な範囲内で、それら運送・宿泊機関、保険会社等に対し、お客様の個人情報を、あらかじめ電磁的方法等で送付することによって提供いたします。

■その他

当社はいかなる場合でも旅行の再実施はいたしません。  
 ツアーの催行中止に関わらず、金融機関が収受する振込手数料はお客様の負担となりますのでご了承ください。

**一般社団法人 足利市観光協会**

栃木県知事 登録旅行業 地域-733号  
 〒326-0053 栃木県足利市伊勢町3-6-4  
 募集型企画旅行実施可能区域  
 足利市・佐野市・館林市・邑楽町・太田市・桐生市  
 地域限定旅行業務取扱管理者：川連 正司  
 TEL：0284-43-3000/FAX：0284-43-3333  
 MAIL：[kankou@ashikaga-kankou.jp](mailto:kankou@ashikaga-kankou.jp)  
 営業時間 9時～17時(年末休日)